

# 隠れたプロフィール型の問題解決課題の作成

甲原 定房\*<sup>1</sup>

山口県立大学 共通教育機構

## Making of Hidden Profile Type Problem Solving Tasks

Sadafusa Kouhara

The General Education Division of Yamaguchi Prefectural University

### Abstract

The purpose of this paper is to make a group problem solving tasks based on a hidden profile type. The main characteristics of these tasks are: the correct answer can not be derived singlehandedly by an individual member of the group; the correct answer can be derived by the skillful combination of information possessed by the members of the group; a preponderance of incorrect information exists at the individual level; the same information related incorrect answers is present amongst the group. This task will be used to test how groups arrive at correct answers when individual members possess a preference or bias toward incorrect ones.

Keywords: hidden profile, problem solving

#### 【目的】

本研究は本邦で導入された裁判員制度に代表される話し合いによる問題解決について、話し合い前の個人の選好と課題に含まれる真実、正解が矛盾する場合、どのようにすれば正解に至ることが出来るのかを検討するために用いる「課題」を作成することを目的としている。

#### 〔本邦における裁判員制度の発足の意義〕

2009年の裁判員制度の導入は、重大な刑事事件について、その事件とは個人的関係がなく、裁判について専門的知識もない一般市民が「話し合い」による問題解決を行うシステムをあまねく導入することを意味する。これは私たちの社会が重要な決定、複雑な決定について専門家に任せておくというシステムから離脱することを意味している。

#### 〔個人的な問題の検討と簡便な解決法としての集団規範〕

一般市民が自我関与のない重大事件の刑事裁判に参画する裁判員制度のような新しいシステムを導入するためには、意思決定を行うメンバーそれぞれの

教育水準の向上といった個人側の要因に支えられる必要がある。

なぜならば、「精緻化見込みモデル」(Petty & Cacioppo, 1986)で想定されるように、個人はある問題について思考するとき、それが自分にとって関係がない、あるいは重要でない場合には、周縁的な(末梢的な)認知のルートを発動させ、より認知的な負荷の少ない方法で済ませてしまうと考えられる。ここでいう周縁的なルートによる認知プロセスとは、問題の本質的な吟味ではなく、問題に付随している様々な周縁的な手がかりによって、認知的な問題を解決することを指している。例えば、投票行動の前提となる政治的な意思決定を、候補者の政策が自分にどのような影響、効果をもたらすか、十分に吟味して行うのではなく、候補者の外見や雰囲気といった周縁的な特性によって決めてしまうといったことである。つまり、私たちは自分に関係のない問題については、より簡便な方法によって、決定を下すのである。

集団が形成された上で意思決定を行う場合、簡便で周縁的な手がかりとして最も顕現性と利便性が高いものは、集団メンバーに保持されている集団規範

\* 1 本研究はJSPS科研費22653008の助成を受けたものです。

であろう。Sherif (1935) を始め、Asch (1951) や Deutsch & Gerard (1955) の古典的な社会的影響の研究に代表される多数者影響効果の基盤は、集団規範を支持するメンバーの数的な特質、つまりその数の多さである。

個人が意思決定を行う場合、多数者が支持している集団の規範に強く影響される。規範の影響力の源泉には Deutsch & Gerard (1955) のように2つのものがある。一つは情報的影響 (informational influence) であり、もう一つは規範的影響 (normative influence) である。情報的影響とは、個人が、不確かな場面や正解が不明瞭な問題に遭遇した場合において、他者、特に数的な多数者の公的な反応を判断の拠り所として、この他者の意見や行動を私的に受容することによって発生する影響である。これは被影響者が「正しくありたい」と考えるものの、問題の曖昧さや自ら正解に到達することが困難な場合に、多数の他者が採用している意見や行動を「正しさの代用品」として採用することによって発生する。したがって、この情報的影響が作用するためには、被影響者が「正しくありたい」という欲求を持っている必要がある。

一方、「規範的影響」は、多数者が形成する規範に対して、それがたとえ正しい選択肢ではないと考えていても、自分が単独で規範から逸脱するという対人的リスクを回避するために、多数者が支持している意見や行動を表面的に採用するといった形で発生するものである。したがって、この規範的影響が作用するためには、被影響者が周囲の他者に「嫌われたくない」「好かれたい」という欲求を持っていることが必要となる。

「裁判員裁判」に関連していえば、裁判員は扱っているケースについて単に効率的に処理すればよい(終わればよい)ということはなく、「正しい、妥当な判断」が求められている。「早い決定よりも良い決定」が求められていると言うことが出来る。また、裁判員同士の人間関係を良好にするために判断することは求められていない。したがって、裁判員裁判の場合、「規範的影響」よりも「情報的影響」がより顕著な影響力の源泉になることが考えられる。

しかし、この情報的影響は「正しく判断するために、多数者が主張することを私的に受容する」という方略であり、必ずしも一人一人の個人による問題の本質的吟味を伴うものではない。つまり、集団規範は、「周辺的な手がかり」の一種であると言える。

裁判員制度の前提として、良識のある一般人が問題を本質的に吟味することで真実に接近し、妥当な判断ができるということが想定されていると考えられる。しかし、集団において、特に何が正解かわからない不確定性 (uncertainty) が高い場合において、

集団規範の持つ影響力が強力であることは社会心理学の多くの研究が示すところである。裁判員制度は集団規範の強力な影響力から、離れて思考し、判断できる知的で強靱な個人の存在を前提としている。

#### 「話し合いはうまくいくのか」

メンバーが誠実に問題解決、意思決定のプロセスに参加したと仮定しても、次に問題となるのは、話し合うメンバーの多様性である。非専門家である一般市民を重大な事件の裁判 (話し合い) に参画させる意義は、参加する市民、メンバーの多様性が、話し合いのプロセスに様々な視点からの意見をもたらし、偏りのない妥当な話し合いが可能になると期待するためであろう。

ここで、メンバーが多様であることの利点は、人口統計学的な多様性からくるというよりも、メンバーが持つ知識、情報の多様性からくるものである (飛田・三浦, 2003, Miura & Hida, 2004)。飛田らの研究は、集団のメンバーが相互作用可能な共通の基盤を保ちつつ、メンバーのオリジナルな情報、知識を持つ場合に、集団は創発性を持ち、優れた問題解決を行えることを示している。

ここで、より問題解決的要素の強い課題、例えば、精緻な情報の連結が必要であり、初期の選好が真実や正解を覆い隠す場面を考えてみたい。このような課題こそ、裁判員裁判で危惧される裁判員が予断や偏見を持って裁判に臨む場面で扱われる課題と考えられる種類のものであるからである。

#### 「重大事件への裁判員制度の適用の持つ効果」

裁判員メンバーは報道などにより、予断を持っていることが十分に予想できる。つまり話し合いの前に個人的な選好が存在している。これは Stasser & Titus, (1985) が集団による意思決定の研究で用いた「隠れたプロフィール」型の課題の特徴に当てはまる。

「隠れたプロフィール」型の課題とは、集団メンバーによって意思決定される複数の選択肢を含む課題であり、(a) 実際の妥当な判断とは別の選択肢を推奨する情報が個人レベルで優勢である、(b) 実際の妥当な判断とは別の選択肢を推奨する情報が集団メンバー間に流布している、(c) 妥当な選択肢を推奨する情報はメンバー間に必ずしも共有されていない、(d) したがって、妥当な選択肢とは別の選択肢を選好するメンバーが話し合う前に多数派を占めている、といった性質を持っている。亀田 (1997) がレビューするように、話し合う前の個人的な選好と結果的に誤った多数派の形成、話し合い前において既に流布している情報の強力なインパクトは、集団の問題解決を誤ったものにする可能性を高めてし

まう。

上記の「隠れたプロフィール」の研究は、そのまま裁判員制度で扱われるケースに当てはめることができる。裁判員制度では、市民が裁判員裁判の開始前にどのような情報に接し、どのような印象を形成するのかを統制することは不可能である。つまり、裁判に参加するメンバーは何らかの予断や偏見を少なからず持っており、場合によっては誤った多数派、集団規範が形成されている可能性がある。このような状況の中では、誤った方向へ社会的な影響力が作用し、話し合う集団は結果的に間違った問題解決つまり誤審を行うことが十分に予想できる。

本来、裁判員には、裁判の開始後に裁判員に提示された証拠に基づき、合理的かつ妥当な判断をすることが求められるが、これまで述べてきたように、個人は必ずしもそのような認知的判断過程をふむとは言えない。集団や個人の持つ弊害を回避し、合理的、妥当な判断を下すための手法を開発する研究が必要である。

#### 「隠れたプロフィール型課題の特徴」

本研究では実際の真実、正解を前もっての予断、偏見が覆い隠すという極端な場面を設定し、このような場面において、如何にすれば、真実を集団メンバーが構成し、妥当な解決に至ることが出来るかについて検討するための課題を作成することを目的としている。そこで、「隠れたプロフィール」型課題の性質を活かしつつ、次に述べる性質を持った課題を作成することとする。

#### 「問題解決のための課題として必要な性質」

- ①合理的に問題解決が可能な構造を持つこと
- ②話し合い前の個人的選好と合理的な正解が矛盾する構造を持つこと
- ③合理的な正解と矛盾する結論を示唆する情報がメンバー間に流布する構造を持つこと

ここで①は「意思決定」課題ではなく、合理的な正解が存在する「問題解決」型の課題であること条件である。また②は話し合い前のメンバーの認知の統制不能性を表すものである。③は、Stasser & Titus (1985) が示唆するようにメンバー間に流布する情報が強力なインパクトを持つことを表すものである。ここで、話し合い前の予断、偏見の話し合い結果への効果を検討するという視点から言えば、②と③の条件は課題として別の性質あるいは要因として分離可能である。したがって、本研究後半では、③の性質を排除した課題の作成を行うこととする。

## 課題1の作成

### 【方法】

上記①～③の性質を持つ、架空の刑事事件課題を作成する。実際の小集団による問題解決実験に備え、実験参加者が理解しやすい題材となるように心がけた。

### 「情報、構造に関する方針」

- (イ) 参加者が初期選好として被告に対して「有罪」方向の印象を持つような情報を多数含む。
- (ロ) 参加者が有罪方向の印象を持つような情報は必ずしも強い根拠を持たないようにする。例えば、目撃証言情報Aがあったとしても、その目撃者は視力に問題があるといった中和効果のある情報Bを存在させる。
- (ハ) 無罪を決定的に証明する「アリバイ情報」はいくつかの情報を繋ぎ合わせることによって初めて構成され、正解に到達できるようにした。したがって、明確に無罪を証明するような決定的な情報は、単独では存在せず、メンバーが話し合う中で、構成することが必要な構造をとる。もし、たった一つの情報でアリバイが成立するのであれば、話し合う必要は存在しなくなる。
- (ニ) あくまで、正解に反する①初期選好、②誤答方向の情報流布を話し合いによって克服する機制、方法開発が目的であるので、裁判員制度の正確なシミュレーションや模擬形態をとることはしない。

### 「具体的な情報の選定」

上記の方針を元に以下のような特徴を持った情報を使用することとした。

- ・いくつかの情報を組み合わせて構成される正解を「無罪」とした。
- ・有罪を単独で示唆する情報、例えば「犯行を示唆する発言がある」「被告に前科がある」といった情報を使用する。
- ・想定する実験参加者にとってイメージしやすい地域である山口県を刑事事件の舞台として設定した。なお、地名の位置関係を示す簡単な地図を提供することとした。
- ・判断対象となるストーリーを所謂、「鉄道推理」サスペンスの文脈とすることで被告の有罪を示唆した。

### 「課題に参加する実験参加者数の設定」

本研究に後続する実証的な研究では小集団を構成し、集団メンバーに課題を解決させる中で、どのよ

Table 1 課題1において4名のメンバーに提示される情報の分布

		実験参加者 1	実験参加者 2	実験参加者 3	実験参加者 4
アリバイを構成する情報	共有される情報	A1, A2	A1, A2	A1, A2	A1, A2
	共有されない情報	A3, A4,	A5, A6	A7, A8	A9, A10
有罪を示唆する情報など	共有される情報	B1, B2, B3, B4	B1, B2, B3, B4	B1, B2, B3, B4	B1, B2, B3, B4
	共有されない情報	B5, B6	B7, B8	B9, B10	B11, B12

Table 2 課題2において4名のメンバーに提示される情報の分布

		実験参加者 1	実験参加者 2	実験参加者 3	実験参加者 4
アリバイを構成する情報	共有される情報	A1～A10	A1～A10	A1～A10	A1～A10
	共有されない情報				
有罪を示唆する情報など	共有される情報	B1, B2, B3, B4	B1, B2, B3, B4	B1, B2, B3, B4	B1, B2, B3, B4
	共有されない情報	B5, B6	B7, B8	B9, B10	B11, B12

うな手法を導入すれば、正しい回答に集団が到達できるのか検討することが目的となるため、課題は必ずしも裁判員裁判のシミュレーションである必要はない。したがって、本研究では実験の実施が容易であるように4名の小集団を構成することを想定した上で課題を制作する。

#### 「情報の分配」

情報の分配についてはTable 1に示すとおりである。被告のアリバイを構成する「アリバイ情報」は全部で10個ある。この「アリバイ情報」は各メンバーに4個ずつ分配されており、特定のメンバー単独にしか分配されていないものが2個と4人のメンバーすべてに共有されているもの2個に分類される。

「有罪を示唆する情報」は各メンバーに6個ずつ分配される。「有罪を示唆する情報」はメンバー4人に共有されているものが4個、特定のメンバーのみが持つ情報2個に分類される。これは、Stasser & Titus (1985) の研究が示唆するような流布した情報が持つ強力なインパクトを創出させる意図を持っている。

実験参加者である4人集団のメンバーに提示する場面の設定、具体的な情報はappendixに示すとおりである。Aと記されている情報10個 (A1～A10) を精緻に組み合わせることによって被告のアリバイが成立する。また、Bと記されている情報 (B1～B12) は、被告の有罪を疑わせるもの (B2, B3, B12)、中和するもの (B4とB10)、単独では中立的であるが情報を構成する必要性を示唆するもの (B1, B5, B6, B7, B8, B9, B11) が含まれている。

#### 「正解」

なお、本課題において構成されるアリバイは「被告Fが乗ったと考えられる電車に乗ると、犯行で使用された凶器を購入することができない」というものである。

#### 課題2の作成

課題1では①、②、③の性質を持った課題の作成を行った。しかし、②で表す個人レベルでの選好と正解の矛盾という要因と、③で表す、真実と矛盾する情報の流布という要因は本来、別のものである。

「隠れたプロフィール」型の課題として、集団が真実、正解に到達することを妨げている個人レベル、集団間レベルの要因は、課題1では並立的に存在していたことになる。

そこで、本研究後半では③の要因を排除し、純粋に個人レベルの選好つまり個人レベルでの予断、偏見が集団の問題解決に与える効果およびこのような否定的効果を抑制するための方法開発のために使用する課題を作成することとする。

#### 【方法】

##### 「情報の分配」

基本的に課題1を元に作成する。この課題では流布した情報による影響力の要因を排除することになる。特にアリバイを構成する「アリバイ情報」は単独でアリバイを示唆することはない上に、メンバー間に流布していない情報は、たとえ話し合いに投入されたとしても、吟味されない可能性があることか

ら、課題1では、ことさらアリバイの構成は困難である可能性がある。

課題2では流布している情報のインパクト、逆に言えばメンバー間に共有されていない情報の顕現性の低さを排除することになる。そこで、このような目的で情報を分布させるためには、アリバイを構成する10個の情報すべてをメンバーに共有させることにする。したがって、情報のメンバー間の分布はTable 2に示すようになる。

この課題2においても、個人レベルでは有罪を示唆する情報が多数存在するため、個人的な選好は「有罪」方向になると考えられる。つまり、個人的な予断と偏見を持つ多数派が存在する話し合いで、この予断、偏見を乗り越えて、真実、正解に到達することが出来るか否かを、この課題によって検証することが可能となる。

### 【結語】

本論文では、話し合いメンバーが持つ誤った初期選好や誤った方向を示唆する情報の流布を克服して、集団が真実に到達し、妥当な問題解決を可能とするための方法を検討するために、「隠れたプロフィール」型の問題解決課題を作成することを目的とした。

話し合いが単に「終われば良い」という目的になってしまえば、初期に誤った多数派が形成される話し合いにおいては、容易に誤った結論に至ってしまう。どのような手法をとるにしても、メンバーが「早い決定よりも良い決定」をめざして話し合いを行うことは、良質な話し合いの大前提であることは言うまでもない。

しかし、話し合い集団が陥りやすい誤りについて十分に考慮し、このような誤り、リスクを回避する手法について開発することは、話し合いによって重大な決定を行うために基本的なことである。

今回、作成した課題を用いることで、裁判員裁判等の集団による問題解決場面、特にメンバー間に予断が流布しているような場合において良質な決定を行うための手法を開発することができる。

### 【引用文献】

- Asch, S. E. (1951). Effects of group pressure upon the modification and distortion of judgments. In H. Guetzkow (Ed.), *Groups, leadership and men*. Carnegie Press.
- Deutsch, M. & Gerard, H. B. (1955). A study of normative and informational social influences. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, **51**, 629-636.
- 飛田 操・三浦麻子 (2003). 集団の創造的活動における創発性 ―社会心理学的観点から― 福島大学教育学部論集 第75号 (教育・心理部門) 11-22.
- 亀田達也 (1997). 「合議の知を求めて～グループの意思決定」認知科学モノグラフ3 共立出版.
- Miura, A. & Hida, M. (2004). Synergy between diversity and similarity in group-idea generation. *Small Group Research*, **35**, 540-564.
- Petty, R.E. & Cacioppo, J.T. (1986). Communication and persuasion: central and peripheral routes to attitude change. Springer-verlag, New York.
- Sherif, M. (1935). A study of some social factors in perception. *Archives of Psychology*, **27**, No.187.
- Stasser, G. & Titus, W. (1985). Polling of unshared information in group decision making: Biased information sampling during discussion. *Journal of personality and social Psychology*, **48**, 1467-1478.

## appendix

実験参加者に提示される情報は以下のとおりである。AあるいはBから始まる情報は、各実験参加者に分配される。分配方法については本編のTable 1およびTable 2を参照のこと。

### 「実験参加者に提示する場面設定」

以下の事件について、被告Fが起訴されている。検察側は被告F以外に犯人は考えられないと主張しているが、弁護側は別に真犯人がいると主張している。

山口県下関市で殺人事件が発生した。被害者は男女2人。室内は荒らされていたが、金目の物は盗まれていない。容疑者として、被害者女性の元夫である被告Fが浮上した。

この事件には目撃者がいて、事件現場のマンションと国道を挟んで向かいにあるマンションの住人(証人A)が、次のように話している。

「事件当日、体格のいい男が事件現場のマンションで暴れていた。」

被告Fは身長180cmと大柄な体格で、元社会人ラグビーの選手だった。

被告Fは有罪か無罪か、話し合いにより判決を出してください。

次の3点に注意してください。

- ①被告F以外の証言者は嘘をついていない。
- ②共犯者はいない。
- ③列車は特に表記の無い限りダイヤを完璧に守っている。

### アリバイを構成する情報

- A1 (共有) 凶器は刃渡り16cmの包丁で、事件当日、長門市商店街の金物屋で購入されたものであることが確認された。
- A2 (共有) 犯人が凶器を購入した金物屋は、長門市駅から徒歩五分程度の、市内唯一の商店街にある。自動車でも所要時間はさほど変わらない。金物屋の店番はかなり高齢で証言も要領を得ず、購入者の特定はできなかった。販売した時刻も、午後だったことしか覚えていない。
- A3 昼間、被告Fと遊んだ友人の証言。「午前11時に待ち合わせて、その後、午後2時までずっと一緒にいた」「食事して、CD屋とジーンズショップに行った」「ほぼ午後2時ちょうどに、長門市駅前であれ別れた」
- A4 被告Fは午後3時15分から午後3時30分までの間、列車内から携帯電話をか

けていたことが通話記録から確認されている。

A5 犯行現場は下関駅の直近。徒歩一分程度。犯行時刻は午後5時前後。誤差は±5分以内。

A6 被告Fは書店と喫茶店のレシートを保存していた。書店のレシートの時刻は午後2時13分。喫茶店のレシートの時刻は午後3時00分。

A7 当日の山陰線のダイヤ。

長門市	→	下関
午後2時07分		午後3時58分
午後3時04分		午後5時13分
午後4時22分		午後6時25分

ちなみに被告Fの自宅の最寄り駅は長門市駅ではない。長門市駅から山陰線で下関側へ一駅行った駅が最寄りであり、約7分かかる。

A8 被告Fが立ち寄ったという書店店員の証言。被告Fには見覚えがある。たしかにその頃来店した。本を、たっぷり10分間ほど、熱心に選んでいた。文庫本を二冊買っていった。その後、向かいの喫茶店に入っていくところを店員が目撃している。

A9 事件当日は雨が降っており、「足元にお気お付けください」という車内放送がかかっていた。その放送を被告からかかってきた電話相手が聞いている。

A10 被告Fが立ち寄ったという喫茶店の店員の証言。細かいことは覚えていないが、たしかにこの方は来店した。特に不自然なことは無かった。電車の時刻をしきりに気にしていたが、駅構内にある喫茶店なので、そういう様子のお客さんは珍しくない。

### 有罪を示唆する情報など

- B1 (共有) 被告Fは運転免許を持っている。
- B2 (共有) 被害者は、被告Fの元妻とその浮気相手と、被告Fを裏切り逃亡した。被告Fは「被害者男女を殺してやる」と周りに言っていた。そして被害者の現在の居場所は下関と突き止めていた。
- B3 (共有) 被害者両名は数人の仲間と会社の金を横領し、それが原因で被告Fの会社は倒産してしまった。
- B4 (共有) 事件の目撃者(証人A)は75歳の老人である。

- B5 小串駅近辺の新聞配達員の証言。(被告Fについて) 見覚えがある。時間帯はうろ覚えだが、ホームに出て、背筋を伸ばしている姿を確かに見た。たぶん急行列車の追い抜きかなにかで、長めの停車時間があったのだと思う。  
(注釈)  
小串駅→下関間は、山陰線で約40分。乗用車なら30分、飛ばして25分程度。
- B6 被告Fは同日午後6時00分頃、下関で友人の車に同乗している。この事は友人が証言している。
- B7 山陰本線の運行速度は遅く、その気になれば乗用車で追い越すことが可能。乗用車ならば、飛ばせば長門市→下関間は一時間半程度で着く。
- B8 被告Fの主張。昼は地元の友人と、長門市で遊んでいた。その後は駅周辺から離れず、書店で車中で読むための文庫本を買い、暑かったので、喫茶店でギリギリまで時間をつぶした。その後、午後3時過ぎの山陰線で下関に行った。その日は下関の友人宅に泊まった。
- B9 長門市駅駅員は、被告Fが下関行きの切符を買って改札口を通ったのを目撃している。しかし午後2時07分発と午後3時04分発のどちらに乗ったのかまではわからないらしい。被告F自身は、午後3時04分発に乗ったと主張しているが、真偽は不明。
- B10 事件の目撃者(証人A)は常用のめがねを修理に出していた。そのため外出もままならず、ベランダから外を眺めることが多かった。
- B11 長門市午後3時04分発の山陰線に乗っても、途中で下車して、あらかじめ準備していた乗用車に乗り換えれば、午後5時前に犯行現場に着くことができる。逆に、既に行ってしまった列車を乗用車で追いかけて、追いつき、乗車することもできる。
- B12 被告Fは若い頃から乱暴な性格で、傷害事件の前歴がある。

